

1 日時

平成 18 年 2 月 27 日（月） 14:00～16:00

2 場所

富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

委員：安田専門部会長、望月特別委員（代理：藤田富山河川国道事務所河川環境課長）、  
石森専門員、楠井専門員、木幡専門員、田口専門員、宇井専門員、  
陶野専門員、藤縄専門員

事務局：津田生活環境部次長、岩田環境保全課長 他

4 議事

(1) 地下水指針改定案について

資料 1-1～3 及び参考資料 1-1～2 に基づき、地下水指針改定案について事務局が説明

(2) 平成 18 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

資料 2-1～4 及び参考資料 2-1～3 に基づき、平成 18 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画  
について事務局が説明

(3) その他

地下水涵養手法の検討結果（速報）を事務局が報告

5 主な意見、質疑応答

【議事(1)関係】

[委員]

資料 1-3 P.2-2 中段において「・・・この地域係数は、・・・工業集積地域等の 3 つの評価区  
分を設定しています。」とあるが、「・・・この地域係数は、・・・工業集積地域等の 3 つの評価  
区分毎に数値を設定しています。」とした方が良い。

[事務局]

そのように修正する。

[専門部会長]

資料 1-3 P.4-3 「行政の役割」において、「自ら地下水を利用する立場として、県民、事業者等  
に率先して、地下水の保全及び創水に努める」とあるが、「事業者の役割」においても「地下水の  
創水の取組みに努める」と表現している。この点について、事務局からは、同じ取組みであって  
も行政としては率先して実行するという意志を強く示すため、「取組みを進める」と表現した方が  
ふさわしいのではないかと提案があったが、この件についてはどうか。

[委員]

提案に賛成である。

[専門部会長]

特に反対の意見はないので、事務局の提案を採用して修正することとする。

[委員]

資料 1-2 P.3 地下水の塩水化について、具体的な塩水濃度を指標として示すべきとの意見に対し、「飲料水基準以下であっても、地域の塩水化の進行は望ましくない」と回答しているが、この趣旨を詳しく聞かせていただきたい。

[事務局]

地下水の利用面から水道法に飲料水基準もあり、一つの指標にはなるが、それ以下であっても地下水の塩水化が進行することが利用の障害になるし、地下水保全の面から望ましくないことから、数値で示すことにはしていない。

資料 1-3 地下水指針改定案を上記の 2 点を修正して、環境審議会への報告とすることとされた。

## 【議事(2)関係】

[委員]

全マンガンの検出頻度が高いとのことであるが、この原因は何か。

[事務局]

ほとんどが自然由来であると考えている。濃度としては、指針値 0.2mg/L の 1/10 程度の地点が多く、最大でも指針値の 1/2 程度である。

[委員]

要監視項目のフタル酸ジエチルヘキシルの表記は、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)が正しいのではないか。確認していただきたい。

[事務局]

正しい表記を確認する。

[委員]

地下水でダイオキシン類を測定するとのことであるが、基本的にダイオキシン類は、水に対する溶解度が低く、ダイオキシン類を含む油がコロイド状になって、あるいは、有機物にダイオキシン類が付着して移動するものである。地下水からダイオキシン類がどの程度検出されているのか。地下水のダイオキシン類測定地点は、どのように決めているのか。

[事務局]

環境基準値を超えて検出された例はないが、必ず数値として表われる。県内の平野部全体を 4km メッシュで区切り、全てのメッシュを 5 年間で調査することになっている。

[委員]

ダイオキシン類汚染については、全国的に土壌汚染の事例がほとんどであり、地下水とともに移動することは少ない。

[委員]

神通川菰浦橋と小矢部川河口の測定効率化に関して、採水位置や時間で差がみられないというのは、どのようなことか。

[事務局]

神通川菰浦橋では、上流にある主要な工場の業種転換等により、右岸から流入している水質が改善され、左岸、中央、右岸での差がみられなくなっている。また、小矢部川河口では、昭和 40～50 年代から比べて水質が大きく改善されてきており、通日調査の必要性は低くなっている。

[委員]

農薬については、普段の時期と農薬散布後最初の大雨の時期とを比較すると、濃度は 1,000 倍

程度違う。農薬の流出は、農薬散布後最初の大雨の時期だけにみられるが、どのような時期に測定を行うのか。

[事務局]

農薬の使用時期で、水質測定方法に定められている水質の安定した時期に実施し、環境基準達成状況を把握したいと考えている。

[委員]

全亜鉛については、水生生物保護の環境基準に対応して、高感度な分析法が必要であるが、環境基準値 0.01～0.03mg/L が把握できる定量下限値で測定しているのか。

[事務局]

全亜鉛は、0.001～0.01mg/L の定量下限値で測定を行っている。測定結果をみると、一部の濃度の高い地点においては、16年度は 0.02mg/L 程度、17年度は 0.03mg/L を少し超える値で検出されている。

[委員]

地下水のひ素について、どの地域で、どの程度の濃度で検出されているのか。原因を自然由来とした理由を教えてください。

[事務局]

環境基準を超えるひ素が検出された当初、周辺の工場・事業場を調査したが、原因と考えられるものはなく、射水平野には新第三紀層が分布し、ひ素を局所的に含む地層に触れて、検出される場合があるという、学識者の見解をいただいている。

継続して監視を行っている地域のうち、16年度は、新湊市堀江千石、小矢部市埴生、小杉町黒河、下村加茂、南砺市三清西において、ひ素が 0.012～0.037mg/L の範囲で検出されており、環境基準値の 0.01mg/L を超えている。

[委員]

ひ素は、地下水における移動性が比較的高いことが知られている。自然由来のひ素の場合には、硫化鉄が酸化されて、鉄分や硫酸分が同時に検出されることが多い。また、マルチスクリーンの深井戸があると、深層の帯水層から浅い場所に地下水が移動して、ひ素が検出される場合がある。このようなひ素の地下水汚染のメカニズムを参考にさせていただきたい。

[委員]

海域の測定では、表層及び中層から採水されているが、下層の採水についても実施していただきたい。特に、富山新港周辺の水質を把握するためには必要である。

[事務局]

水質測定計画には位置づけていないが、富山湾の水質汚濁の観点から、富山新港海域や富山湾海域の一部の地点においては、下層 10m で年 6 回の測定を予定している。

[委員]

水質測定計画には位置づけていないとのことであるが、データの公表は行わないのか。

[事務局]

富山湾共同環境調査検討会における調査結果のとりまとめのなかで、データを公表する。

原案に異議のない旨が決議され、環境審議会へ報告することとされた。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長